

別表 1（第 6 条関係）

発令呼称	解除要件
光化学スモッグ 予報	気象状況より、原則として 1 時間値が 0.12ppm を上回らないと判断した場合
光化学スモッグ 注意報	原則として 1 時間値が 0.12ppm を連続して 2 時間下回った場合（予報への移行は行わない。）
光化学スモッグ 警報	原則として 1 時間値が 0.24ppm を連続して 2 時間下回った場合（注意報へ移行又は解除）
光化学スモッグ 重大警報	原則として 1 時間値が 0.4ppm を連続して 2 時間下回った場合（注意報、警報へ移行又は解除）

別表 2 (第 7 条関係)

区分	関 係 機 関
1	熊本県知事公室広報グループ
2	熊本県知事公室危機管理防災課
3	熊本県総務部総務私学局私学振興課
4	熊本県総務部市町村・税務局消防保安課
5	熊本県健康福祉部健康福祉政策課
6	熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課
7	熊本県健康福祉部健康危機管理課
8	熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課
9	熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課
10	熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課
11	熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課
12	熊本県健康福祉部健康局医療政策課
13	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課
14	熊本県環境生活部環境政策課
15	熊本県環境生活部環境局環境保全課
16	熊本県教育庁教育政策課
17	熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課
18	熊本県宇城保健所衛生環境課
19	熊本県有明保健所衛生環境課
20	熊本県山鹿保健所衛生環境課
21	熊本県菊池保健所衛生環境課
22	熊本県阿蘇保健所衛生環境課
23	熊本県御船保健所衛生環境課
24	熊本県八代保健所衛生環境課
25	熊本県水俣保健所衛生環境課
26	熊本県人吉保健所衛生環境課
27	熊本県天草保健所衛生環境課
28	熊本県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室
29	環境省水・大気環境局環境管理課
30	環境省九州地方環境事務所環境対策課
31	気象庁熊本地方气象台防災業務課
32	熊本県保健環境科学研究所

別表 3（第 9 条関係）

発 令 呼 称	周 知 内 容
光化学スモッグ注意報	1 屋外になるべく出ないこと。 2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外での運動を避け、屋内に入ること。 3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、関係市町村、保健所又は県環境保全課に連絡すること。 4 自動車を運転している人、これから運転する人は、できるだけ運行を自粛すること。
光化学スモッグ警報	1 屋外に出ないこと。 2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外での運動を中止して屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3 目やのどなどに刺激や痛みを感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、関係市町村、保健所又は県環境保全課に連絡すること。 4 自動車を運転している人、これから運転する人は、できるだけ運行を自粛すること。
光化学スモッグ重大警報	1 屋外に出ないこと。 2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報時と同様の措置を再確認し、徹底すること。 3 目やのどなどに刺激や痛みを感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、関係市町村、保健所又は県環境保全課に連絡すること。 4 自動車を運転している人、これから運転する人は、運行を自粛すること。また、重大警報発令に伴う交通規制が行われている場合は、それに従うこと。

1 県環境保全課

- ① 相談窓口を設置して県民等からの健康被害の届出を受け付け、必要に応じて調査等を実施する。
- ② 各保健所、関係各課等からの報告と併せて、月ごとに県内の健康被害状況を取りまとめる。

2 関係市町村（熊本市を除く。）

- ① 相談窓口を設置して県民、市町村内関係各課及びそれらが所管する施設等からの健康被害の届出を受け付け、必要に応じて調査等を実施する。
- ② 届出を受け付けたときは、速やかに管轄の保健所に報告するとともに、月ごとに健康被害状況を取りまとめ、管轄の保健所に報告する。

3 熊本市

- ① 相談窓口を設置して市民、市役所内関係各課及びそれらが所管する施設等からの健康被害の届出を受け付け、必要に応じて調査等を実施する。
- ② 届出を受け付けたときは、速やかに県環境保全課に報告するとともに、月ごとに健康被害状況を取りまとめ、県環境保全課に報告する。

4 関係各課等

- ① 県民及び所管する施設等からの健康被害の届出を受け付け、必要に応じて調査等を実施する。
- ② 届出を受け付けたときは、速やかに県環境保全課に報告するとともに、月ごとに健康被害状況を取りまとめ、県環境保全課に報告する。

5 関係保健所

- ① 相談窓口を設置して県民及び医療機関等からの健康被害の届出を受け付け、必要に応じて調査等を実施する。
- ② 届出を受け付けたときは、速やかに県環境保全課に報告するとともに、月ごとに健康被害状況を取りまとめ、管内市町村の健康被害状況と併せて県環境保全課に報告する。

6 その他

- ① 健康被害状況取りまとめ表は、健康被害の届出を受け付けた翌月 8 日まで（休日の場合は次の平日）に、報告先に提出する。